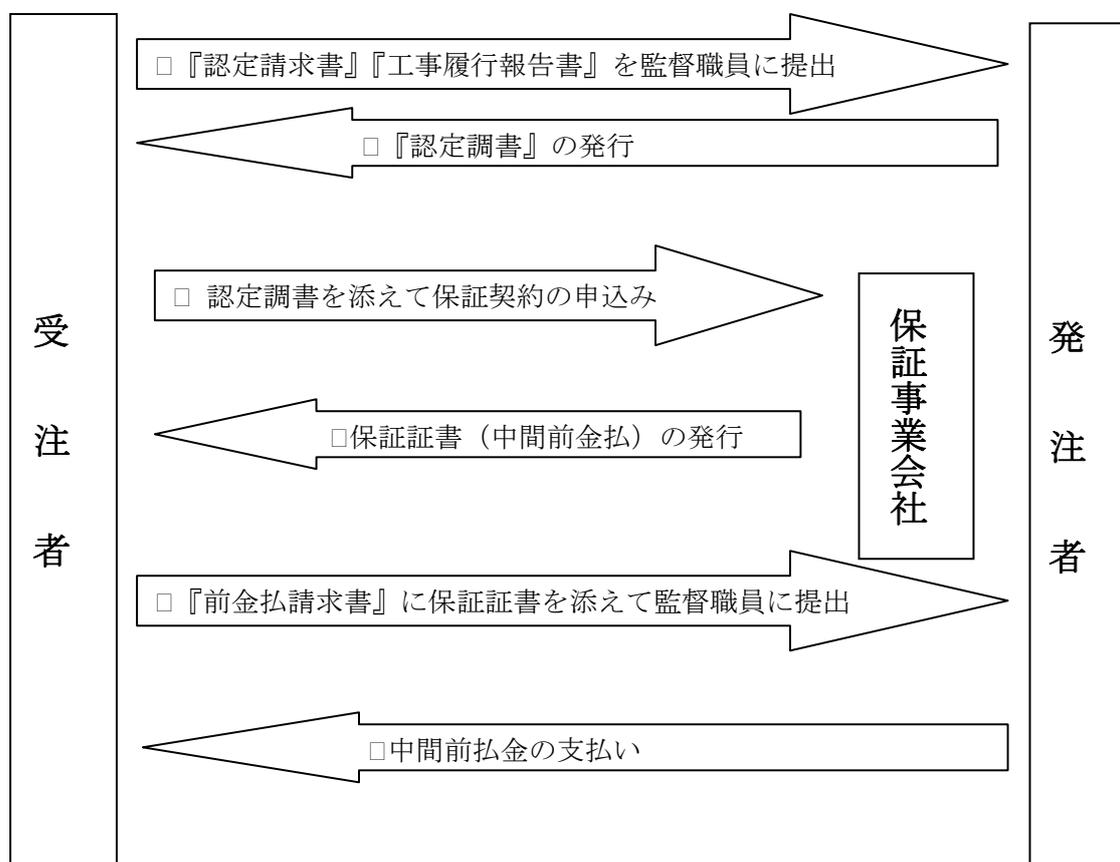


【手続きの流れ】



補足事項

- 1 認定請求書の提出時は、認定請求書（様式第1号）に工事履行報告書（様式第2号）、進捗状況計算、状況写真の書類を添付して提出してください。
- 2 中間前金払は書類による審査のみで、部分払のような出来形検査は行いません。
- 3 中間前金払の認定請求の時期は、工期が2分の1を経過し、おおむね工程表によりその時期までに実施すべき工事が行われ、請負代金額の2分の1以上になったときは、いつでも請求することができます。
- 4 中間前金払の請求は、「前金払請求書」により行なってください。